

務第 293 号

平成 20 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

連絡調整会議設置要綱の制定について（通達）

各部(室・校) 相互間の連絡調整や情報共有等を図り、警察業務を円滑に遂行することを目的として、このたび、別添のとおり、連絡調整会議設置要綱を制定し、平成 20 年 4 月 1 日から運用を開始するので、効果的な運営に配慮されたい。

別添

連絡調整会議設置要綱

第1 設置

警察業務の円滑な遂行を目的として、連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2 任務

- 1 各部（室・校）相互間の連絡調整及び情報共有を図ること。
- 2 その他特命に関すること。

第3 編成

会議は、議長及び議員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

議長 警務部参事官兼警務課長

議員 総務室参事官兼総務課長

参事官（一般職員）

生活安全部参事官

地域部参事官

刑事部参事官

交通部参事官

警備部参事官

広報県民課長

監察課長

警察学校副校長

第4 運営

- 1 議長は、必要に応じて会議を召集し、その議事を主宰する。
- 2 議長は、特に必要があると認めるときは、議員以外の者に対し、会議への出席又は資料等の提出を求めることができる。

第5 庶務

会議の庶務は、警務部警務課において行う。

附 則（平成20年4月1日付け務第293号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日付け務第268号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日付け務第1024号）

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日付け務第292号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日付け務第 311 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。